

目 次

はじめに

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

1	条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証	1
2	子どもの権利委員会による活動の実際	2
3	条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動	3
4	国内外から高い関心と評価を受けている活動	3
5	川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ	4

II 第6期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

1	子どもの権利に関する実態・意識調査	6
2	市民、行政職員との意見交換会について	8
3	子どもに対する支援の協働・連携について（答申）	11

III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1	第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について	13
2	第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見	15

IV 第6期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1	実態・意識調査について	18
2	施策の検証について	20
3	行動計画への意見について	21
4	委員会の組織・運営について	22

V 第6期川崎市子どもの権利委員会を通して

資 料

1	第6期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）	28
2	第6期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況	29
3	第6期川崎市子どもの権利委員会委員名簿	32

凡 例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。